

令和 3 年 3 月 30 日
北海道管区行政評価局**幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費の給付方法について
— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡 —**

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、北海道内の市町村における施設等利用費の給付方法について実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：曾根 理之 弁護士）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、北海道に対して、業務の参考としていただくよう、連絡を行いました。

【行政相談の要旨】

私は、子ども 2 人を認可外保育施設に入所させている。幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設における施設等利用費の給付について、私が居住する市町村では保護者が施設に対し利用料を一時的に支払い、その後、支払った利用料を市町村に対し請求することにより、市町村が上限額の範囲内で保護者に対し施設等利用費を還付する方法（以下「償還払い」という。）となっている。また、施設等利用費の還付の頻度が年 1 回とされており、保護者は、1 年分（私の場合は、2 人分で月額約 8 万円となり、年額で約 100 万円（注 1））をまとめて支払い、当該市町村に対し請求することになっているため、後日、施設等利用費が還付されるとしても金銭的な負担が大きい。

一方、隣接する市町村では、当該市町村が認可外保育施設に対し利用料を給付し、保護者は認可外保育施設に対し施設等利用費の上限額がその利用料を上回った場合の差額を支払う方法（以下「法定代理受領」という。）となっており、保護者が利用料を立て替える必要はなく、上限額までは保護者に金銭的な負担がない。

私が居住する市町村も、保護者の金銭的な負担が少なくなるよう、施設等利用費の給付方法を法定代理受領に変更又は償還払いに係る還付の頻度を増やしてほしい。（注 2）

（注 1） 認可外保育施設の場合、満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前までの子どもは月額 3 万 7 千円、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある市町村民税非課税世帯の子どもは月額 4 万 2 千円までの利用料が無償化の対象

（注 2） 本件は、令和 2 年 2 月に当局の駐在機関である函館行政監視行政相談センターが受け付けた相談である。本件では、同センターから相談者が居住する市町村に対し相談要旨を参考連絡するとともに、今後の対応方針を照会した結果、令和 2 年度から、償還払いにおける還付の頻度が 3 か月ごと（年 4 回）に変更された。

制度の概要

- 令和元年5月、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、同年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を図る幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）が開始
- 無償化は、小学校就学前子どものうち、主に満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもについては所得制限なしに、それ以外の満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもについては、保護者が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、保育の必要性のある者が対象
- 認可外保育施設など特定子ども・子育て支援施設等については、子育てのための施設等利用給付を創設し、その利用に要する費用の一定額までの施設等利用費を保護者に支給
- 施設等利用費の支給については、保護者への償還払いのほか、特定子ども・子育て支援提供者による法定代理受領が認められ、その具体的な方法について、公正かつ適正な支給、保護者の利便の増進等を勘案し、各市町村で決定
- 内閣府は、償還払いの還付頻度を年4回以上することが望ましいと技術的助言
- 子ども・子育て支援法において、都道府県は、市町村が行う給付等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助を行うよう規定

当局の調査結果

本件申出を受け、北海道内の人口規模の大きい20市町村における特定子ども・子育て支援施設等への施設等利用費の給付方法を調査した。

また、20市町村のうち、7市町村から個別に事情等を聴取するとともに、3市町村の12施設から法定代理受領の事務負担について意見を聴取した。

○ 20市町村における施設等利用費の給付方法

20市町村における施設等利用費の給付方法をみると、法定代理受領の割合は、新制度未移行幼稚園（注）が100.0%、認可外保育園が25.0%、預かり保育が55.0%、一時預かり事業が15.0%となっている。

なお、20市町村の償還払いにおける保護者への支給頻度は、全て年4回以上であり、本件相談のような還付頻度が年1回の例はみられなかった。

（注） 子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園を示す。

表 20 市町村における施設等利用費の給付方法

市町村		新制度未移行 幼稚園	認可外 保育施設	預かり保育	一時預かり 事業
A		法定代理受領	償還払い(注3)	償還払い(注3)	償還払い(注3)
B		法定代理受領	償還払い	償還払い	償還払い
C		法定代理受領	償還払い	償還払い	償還払い
D		法定代理受領	償還払い	償還払い	償還払い
E		法定代理受領	償還払い	償還払い	償還払い
F		法定代理受領	償還払い	償還払い	償還払い
G		法定代理受領	法定代理受領	償還払い	償還払い
H		法定代理受領	法定代理受領	償還払い	償還払い
I		法定代理受領	法定代理受領	法定代理受領	償還払い
J		法定代理受領	償還払い(注3)	法定代理受領(注3)	償還払い
K		法定代理受領	償還払い(注3)	法定代理受領	償還払い(注3)
L		法定代理受領	償還払い	法定代理受領(注3)	償還払い
M		法定代理受領	償還払い	法定代理受領	償還払い
N		法定代理受領	償還払い	法定代理受領	償還払い
O		法定代理受領	償還払い(注3)	法定代理受領	法定代理受領
P		法定代理受領	償還払い	法定代理受領	法定代理受領
Q		該当なし(注2)	償還払い	償還払い	償還払い
R		該当なし(注2)	法定代理受領	法定代理受領	償還払い
S		該当なし(注2)	償還払い	法定代理受領	償還払い
T		該当なし(注2)	法定代理受領	法定代理受領	法定代理受領
計	法定代理受領	16	5	11	3
	償還払い	0	15	9	17
	該当なし	4	—	—	—
法定代理受領の割合		100.0%	25.0%	55.0%	15.0%

(注) 1 本表は、道内の人口規模の大きい 20 市町村（住民基本台帳人口・世帯数（令和 2 年 1 月 1 日現在））について、市町村のホームページ又は当局が聴取した結果に基づき作成した。

2 表中の新制度未移行幼稚園欄の「該当なし」（4 市町村）は、当該市町村に特定子ども・子育て支援施設等に該当する幼稚園がないことを表す。

3 認可外保育施設、預かり保育及び一時預かり事業において、同一市町村で法定代理受領と償還払いの両方を採用している場合は、採用した施設数が多い方を記載した。

○ 個別に事情等を聴取した 7 市町村における法定代理受領を採用していない理由又は採用している理由

【法定代理受領を採用していない理由（6 市町村）】

- ・ 内閣府の幼稚園教育・保育の無償化に関する説明会において、償還払いが基本であることが示されたため。

- ・ 法定代理受領とした場合、施設は関係書類の提出が必要となり、事務職員が配置されていない施設では、子どもの保育をしながら当該書類を作成することとなり、事務作業が負担との意見があるため。
- ・ 利用実績によって一人一人の料金が異なる施設の場合、料金を確認しながら関係書類を作成する必要があり、施設の負担が大きいと思慮されるため。

【法定代理受領を採用している理由（5市町村）】

- ・ 保護者にとって負担軽減になるため。
- ・ 事務職員が配置されている施設には、関係書類を作成する事務作業が可能であると思慮されるため。
- ・ 施設等利用費が月額で定められている施設が多いため、請求金額が月毎に異なることが少なく、事務作業の負担が少ないと思慮されるため。
- ・ 利用者数が少ない施設は、関係書類を作成する事務作業の負担が少ないと思慮されるため。

○ 12施設における法定代理受領の事務負担についての意見

【負担と感じている内容（5施設）】

- ・ 関係書類の作成
- ・ 施設等利用費の上限額を超えた利用者の確認及び徴収事務
- ・ 施設等利用費が市町村の事務処理後に支払われるため、最初の時期は資金繰りが難しい時があった。
- ・ 施設利用者が4市町村にわたるため、市町村ごとに関係書類を作成し提出しなければならない。

【負担と感じていない理由（7施設）】

- ・ 施設等利用費の請求先が保護者から市町村に変更になった程度で従来と比較して事務作業量は変わらない。
- ・ 利用者が少ないため、関係書類を作成する事務作業の負担感はない。
- ・ 最初は関係書類に園児の氏名などをパソコンで入力する必要があり負担であったが、翌月以降は利用料や日付を入力するだけのため事務作業であり負担感はない。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- 保護者は、一般的に 20 歳代から 40 歳代までの世帯が該当すると考えられ、償還払いは、一時的であっても保護者には金銭的な負担があるため、その世帯の生活に支障を来さないように利用者目線での改善を求められるのではないかと。
- 内閣府が償還払いを基本としていることで、償還払いを採用している市町村もみられるので、北海道は、市町村が地域の実情に応じた最適な給付方法を採用できるようにするため、道内市町村に対し法定代理受領の実例やその運用状況等を周知する必要があるのではないかと。
- 市町村が地域の実情に応じた最適な給付ができるようにするためには、市町村と特定子ども・子育て支援施設等が、保護者の利益を最優先としながら、特定子ども・子育て支援施設等の負担が過剰にならないよう、合意形成を行うことが重要になる。
- 市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に法定代理受領の書類の作成方法等に関する説明会等の実施を検討するなど理解を深める対応が必要であり、採用するメリット、事務作業の負担が必ずしも大きくならないこと等について、丁寧に周知又は説明することが重要である。



北海道に対する参考連絡の要旨

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等による施設等利用費の給付に関する事務作業等の負担も踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等から意見を聴取するとともに、必要な支援及び助言を行い、保護者の経済的負担の軽減や利便促進等に配慮した給付方法を検討することが望まれる。

このため、北海道は、施設等利用費に関して、市町村が適切かつ円滑に給付を行うことができるよう必要な助言及び援助を行う立場から、市町村に対し、地域の実情に応じた給付方法を検討するに当たって必要な情報を提供することが望ましい。

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、あっせんにあたって判断が難しい問題や地域の重要な問題の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

座 長 曾 根 理 之（弁護士）
原 田 伸 一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）
神 谷 章 生（札幌学院大学法学部教授）
宮 脇 淳（北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授）
西 田 史 明（札幌商工会議所理事・事務局長）
星 政 良（北海道行政相談委員連合協議会会長）
平 間 育 子（北海道女性団体連絡協議会会長）



行政相談マスコット
キクーン

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 九 野
電 話：0 1 1-7 0 9-1 8 0 3（直通）
F A X：0 1 1-7 0 9-1 8 4 2
E-mail：hkd32@soumu.go.jp

※ 本資料は、北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/sodan.html>